

委員会提出議案第1号

紀の川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和8年2月27日提出

紀の川市議会議長 杉原 勲 様

提出者 紀の川市議会
議会運営委員会委員長 榎本喜之

提案理由

議長は常任委員を辞退し、又は辞任することができる旨を明文化するほか、委員の所属義務等について所要の改正を行うため。

紀の川市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会委員会条例（平成17年紀の川市条例第230号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議員は、<u>前項第1号から第3号までに規定する常任委員会の</u> <u>いずれか一の委員</u> とならなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>3 略</u> （委員の辞任）</p> <p>第13条 委員が辞任しようとするときは、 議長の許可を得なければならない。</p>	<p>（常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 議員は、<u>前項第4号の予算決算常任委員会の委員のほか、同項</u> <u>第1号から第3号までに掲げる委員会のうち、いずれか一の委員</u> とならなければならない。<u>ただし、議長は、常任委員を辞退し、</u> <u>又は辞任することができる。</u></p> <p><u>3 前項ただし書の規定により議長が常任委員とならないときは、</u> <u>当該常任委員会の委員の定数は、第1項各号に掲げる人数から1</u> <u>人を減じた人数とする。</u></p> <p><u>4 略</u> （議会運営委員及び特別委員の辞任）</p> <p>第13条 <u>議会運営委員及び特別委員</u>が辞任しようとするときは、 議長の許可を得なければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。